

静岡県告示第89号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年2月9日から2週間浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月9日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
豊橋湖西線	湖西市吉美字川尻 3007 番の 4 から 湖西市吉美字川尻 2988 番の 3 まで	令和3年2月9日
湖西東細谷線	湖西市吉美字川尻 2988 番の 3 から 湖西市吉美字川尻 2899 番の 9 まで	令和3年2月9日